

第22期第13回

胆振海区漁業調整委員会議事録

(令和4年12月9日開催)

胆振海区漁業調整委員会

## 第22期 第13回胆振海区漁業調整委員会 議事録

- 1 開催日時 令和4年(2022年)12月9日(金)  
14時00分～14時45分
- 2 開催場所 登別市登別港町1丁目28番地  
いぶり中央漁業協同組合会議室
- 3 出席委員 岩田会長、室村副会長、伊藤副会長、藤村委員、野呂委員、高田委員、  
田村委員、三戸部委員、富樫委員、田中委員、煤孫委員 (11名)
- 4 事務局 事務局長 菅原 範彰
- 5 臨席者  
胆振総合振興局産業振興部水産課 漁業管理係長 春日 猛夫
- 6 議 題
  - (1) 審議事項  
議案第1号 北海道資源管理方針の一部改正について(答申)  
議案第2号 特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の  
当初配分案等について(答申)  
議案第3号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等  
について(答申)
- 7 議事の顛末

### 菅原事務局長

本日の資料につきましては、先日事前に郵送しており、内容をご確認頂いていると思いますが、会議の前に配布資料を再確認をします。不足はありませんか。

それではただいまから、第22期第13回胆振海区漁業調整委員会を開会いたします。  
開会にあたり、会長から一言ご挨拶をお願いします。

**岩田会長**

開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

皆様方におかれましては、年末をひかえ冬の操業が本格化するなか、何かとご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、胆振総合振興局水産課の職員などのご臨席を賜り、御礼申し上げます。

さて、12月に入りまして、管内のさけ定置漁業もほぼ終漁ですが、過去にない大不漁であった昨年の水揚げは上回ったものの、例年に比べれば全くもって良かったとは言えず、大変厳しい状況が続いております。

本年も残り少なくなりましたが、来年にむけては、状況がよくなって大漁に恵まれることを願うところでございます。

さて、本日の議案ですが、北海道資源管理方針の一部改正、知事管理漁獲可能量の当初配分案等、審議事項が3件となっております。

皆様方には、審議の程、よろしく願い申し上げまして簡単ではございますが、挨拶といたします。

**菅原事務局長**

本日の来賓の紹介ですが、急な業務の都合で到着が遅れているようなので、省略します。それでは、会長に議事の進行をお願いします。

**岩田会長**

会議に入る前に出席委員の報告をさせていただきます。

委員定数15名中11名の委員さんに出席をいただいておりますので、本日の委員会は成立いたしました。

次に議事録署名委員の選出を行いたいと思いますが、委員会規程第6条により会長が指名することとなっておりますので、私より指名させていただきます。

高田委員、田中委員の両名をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号 北海道資源管理方針の一部改正についてを上程いたします。事務局から説明願います。

**菅原事務局長**

北海道資源管理方針の一部改正の諮問となります

右肩に議案第1号と書かれた北海道資源管理方針の一部改正の諮問文をご覧ください。北海道知事より11月22日付けで諮問されております。

これは、漁業法第14条第9項の規定により、北海道資源管理方針を別紙のとおり改正

したいので、同条第10項において準用する同条第4項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くものです。

3ページ目別紙ですが、北海道資源管理方針の新旧対照表となっており、右が現行の道方針、左が改正案となっております。今回変更がある部分については、下線を引いた部分です。

今回の主な改正内容については、21ページ目の資料1-1 北海道資源管理方針の一部改正に係る改正内容についてを一覧にしており、(1)から(4)の4点となります。

まず一点目(1)は、別紙新旧対照表の3ページとなりまして、第1の1に規定する漁業の状況について、漁獲量等の情報を直近の情報に更新しております。

続いて(2)ですが、漁獲報告に関する規定の修正で、別紙の新旧対照表の4ページから8ページまでで、さんま、まいわし、ずわいがにについて、国の資源管理基本方針の記載内容と整合を図るため、表現等の記載の修正、変更を行うものです。なお、クロマグロにつきましては、一部軽微な文言の修正を行っています。

次の3点目(3)ですが、北海道資源管理方針の別紙2の規定の新設となります。

新旧対称の8ページ目の下から2番目の枠になりますがこれは、特定水産資源、いわゆるTAC魚種は、道方針では別紙1に定められておりますが、TAC魚種以外の水産資源のうち、法に基づく資源管理の目標を定めるに当たって、必要な資源評価が行われ、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が設定された魚種を別紙2として定めることとなります。

簡単にいうと、TAC化に向けた議論は行ったが、結果的にTAC管理は行わない魚種が定められるということになります。

ただし、現時点でTAC魚種以外に国の資源管理基本方針に目標が定められている魚種が無いことから該当なしとし、項目のみの新設となっております。今後、必要に応じて具体的な魚種が追加されていくものとなります。

最後の(4)道方針の別紙3の追加です。今回の一番多い改正内容で、別紙の新旧対称では8ページの下段以降、19ページ目までとなります。

これは、改正漁業法に基づく新たな資源管理では、漁業者による自主的な資源管理は、令和5年度末までの間に現行の資源管理計画から改正漁業法に基づく認定協定へと移行していくこととなります。

この認定協定への参加は、漁業収入安定対策やセーフティネット事業等の要件となっており、道としても現行の資源管理計画を期日までにスムーズに協定に移行していく必要があると考えていますが、協定を締結し知事が認定するためには、この北海道資源管理方針の別紙に位置付けられている必要がありますので、現在すでに資源管理計画の対象となっている全ての魚種について、今後北海道資源管理方針に資源管理の方向性を定めていくこととなります。

今回は、まずは資源管理計画の対象となっている魚種のうち、資源評価が行われている19魚種を、北海道資源管理方針の別紙3として追加するものです。

それぞれの魚種ごとの資源管理の方向性は、22ページの資料1-2をご覧ください。

それぞれの魚種ごとに資源水準や動向、資源管理の方向性の案を記載しており、備考欄には資源管理の方向性の根拠を記載しております。

全般的な資源管理の方向性の基本的な考え方は、資源が低位、低水準のものは、5年後までに中位、中水準以上に回復することとしています。

また、中位、中水準以上の資源についてはその資源水準を維持することを資源管理の方向性としているとのことです。

23ページ目からの資料1－3は、改正後の方針案本文となります。以上の説明となります

岩田会長

説明が終わりました。ご意見などありましたらお伺いします。

委員

〔なし、ありませんの声〕

岩田会長

それでは、議案第1号について、原案どおりで知事に答申してよろしいですか。

委員

〔異議なし、はい の声〕

岩田会長

それでは、そのように決定します。

次に、議案第2号 特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等についてを上程いたします。事務局から説明願います。

菅原事務局長

71ページ目、右肩に議案第2号と書かれた資料をご覧ください。

特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案についてです。

令和4年11月25日付けで北海道知事より当委員会に諮問がありました。

諮問の内容は、法第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量を別紙のとおり定めたいので、同条第2項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くもので、対象は令和5年1月から12月までの管理期間となるさんま、まあじ、まいわし太平洋系群の3種です。

まず、令和5管理年度のTAC及びその配分について、ご説明いたします。

72ページの別紙が今回知事が定め、公表しようとする知事管理漁獲可能量案です。詳細につきましては、魚種ごとに順次説明して参ります。

次に73ページ、資料2-1 令和5年のTACについて をご覧願います。

これは、11月21日に開催された水産政策審議会 資源管理分科会を経て国から示された、令和5管理年度における漁獲可能量（TAC）の当初配分に基づき、北海道に定められた数量の概要となります。

まず、さんまですが、さんまは国際交渉により我が国の漁獲可能量が定められており、令和3年2月の交渉で保存管理措置が決定されて以降、国際交渉が行われていないのですが、現在の保存管理措置が継続されていることから、令和4年と同様の内容となっており、国全体の漁獲可能量は155,335トンとなっています。

ただし、令和5年3月にNPFCの開催予定があるようですので、会議で新たな保存管理措置が採択された場合は、国は必要に応じて改訂を検討することとしています。

配分については、全さんま、道東小さんま、オホーツクサンマ協議会、岩手小さんまの4者による確認書に基づき配分が行われていますが、今年の11月に確認書の内容が改訂され、新たな内容に基づく配分となっており北海道に対しては6千3百トンが配分されています。

次に中段のまあじですが、まあじは太平洋系群と対馬暖流系群がありますが、TAC管理上は全国で両系群を合わせて一本の管理が行われています。

太平洋系群のMSYを達成する親魚量である目標管理基準値は6万トン、限界管理基準値は1万5千トン、2021年の平均親魚量は2万7千トンで、目標管理基準値を下回っている資源状態です。

一方、対馬暖流系群のMSYを達成する親魚量は25万4千トン、限界管理基準値は10万7千トン、2021年の平均親魚量は29万1千トンでMSYを上回る資源状態となっております。

令和5管理年度のTAC配分は、資源管理基本方針に定める漁獲シナリオにより算定されたABCのうち、日本分の両系群の合計値15万2千4百トンが、令和5年のTACとして設定されています。

また、TACは大臣管理漁獲可能量と都道府県知事管理漁獲可能量に配分されますが、大臣管理漁業への配分が4万5千2百トンとなり、都道府県知事管理分のうち北海道に定める数量は、これまで同様現行水準となっています。

続いて、まいわし太平洋系群ですが、太平洋系群のMSYを達成する親魚量は118万7千トン、限界管理基準値は48万7千トン、2021年の平均親魚量は221万トンでMSYを上回る資源状態です。

令和5管理年度のTAC配分については、資源管理基本方針に定められた漁獲シナリオにより算定された、92万2千トンが、令和5年のTACとして設定されており、太平洋系群は、大臣管理漁業、大中型まき網漁業ですがその配分が55万1千トン、北海道の知事管理量は、前年より7千4百トン多い、3万8千6百トンの設定です。

なお、大中型まき網による北海道沖での操業では、法に基づくIQ管理が行われており、この場合国の留保からの期中の追加配分は原則行わない事となっていますので、予めIQ管理区分に一定数量を追加配分し、大臣管理漁業への配分は57万7千6百トンと

なります、

また、国ではマイワシのTACの15%の13万8千3百トンを留保しておりますが、IQ管理区分を除いて11万2千5百トンが留保となっております。

これは、漁期中に当初配分枠を超過する恐れが生じた場合など、現場に支障が生じないように、速やかに対応するため措置されているものです。

次に、それぞれの魚種毎の道内知事管理区分への配分についてご説明いたします。

74ページの資料2-2をご覧ください。

サンマの配分ですが、国から配分された数量を、知事許可漁業である、さんま棒受け網及び流し網を北海道さんま漁業の管理区分とし、それ以外はその他漁業の管理区分で管理し、さんま漁業については数量を配分し、その他漁業については現行水準とします。

国から配分された6千3百トンは、全さんま枠としてオホーツク海海域で操業するための採捕枠、2千1百トンが含まれており、これはさんま漁業に配分することとします。なお、さんま漁業への配分については、直近3カ年の平均採捕数量の比率により6千2百トンを配分することとしております。

続いて、75ページ資料2-3のまあじについてですが、まあじへの配分は国から北海道に示された数量が現行水準であるため、これまで同様、現行水準として全道で管理区分を分けず管理します。

次に、76ページ資料2-4のまいわしとなります。

国から北海道に示された数量のうち、道東で小型さんま漁船によるまいわし資源の活用や、ロシア200海里水域サケマス流し網漁業の代替などで行われる火光を利用する敷網試験操業へ2万7千トン、令和3管理年度と等量を配分します。

その他漁業は、道南太平洋海域の待ち網漁業定置ですが、その採捕が大半を占めておりますが、現行水準とし、これまで同様の取扱となります。

最後に、資料2-5として令和4年と令和5年の配分量の比較についてを添付しておりますので参考としてください。

また、参考資料として水産政策審議会で説明された資源評価結果と当初配分案に係る資料も添付しておりますので、必要に応じてお目通し願います。

長くなりましたが諮問内容の説明は以上となりますので、ご審議についてよろしくお願ひ申し上げます。

岩田会長

説明が終わりました。ご意見などありましたらお伺いします。

委員

〔なし、ありませんの声〕

岩田会長

それでは、議案第2号について、原案どおりで知事に答申してよろしいですか。

**委員**

[異議なし、はい の声]

**岩田会長**

それでは、そのように決定します。

次に、議案第3号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等についてを上程いたします。

事務局から説明願います。

**菅原事務局長**

資料は、議案第3号と書かれたものになります。

令和4年12月1日付けで北海道知事より当委員会へ諮問があったもので内容としては胆振総合振興局が所管する知事許可漁業のものとなりますので、振興局の担当係長が来てますのでそちらの方から説明をお願いします。

**春日漁業管理係長**

議案第3号と書かれた、諮問文ですがこの内容につきましては知事許可漁業の一斉更新にあたり、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、制限措置の内容及び申請すべき期間について、海区委員会の意見を求める内容となっております。

対象漁業は、貝けた網漁業、なまこけた網漁業、潜水器漁業及び苫小牧港港湾区域内海域におけるかれい刺し網漁業となります。その告示案につきましては、101ページからとなっておりますが、見づらいため別にA3サイズに拡大した資料を用意しておりますので、こちらの1ページをご覧ください。

貝桁網漁業に係る告示案についてご説明します。なお、本漁業については、1年許可のため1年ごとに制限措置を定め公示しており、前回も令和3年12月7日付けで諮問しております。

漁業種類は対象魚種毎に分類されておまして、1ページがほたてがいを対象とする桁網、2ページがほっきがいやその他の貝類を含む桁網となっております。

1ページに戻りまして、操業区域につきましては各漁協の共同漁業権区域毎及び港湾区域毎に設定しています。

漁業時期については、ほたてがいが4月1日から翌年3月31日まで。ほっきがい等については、7月1日から翌年4月30日までとなっています。

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、各漁協の共同漁業権行使規則に記載される隻数と同様としており、港湾区域内においては関係漁協に聞き取りし、過不足が生じない隻数としています。船舶の総トン数については15トン未満としています。漁業を営

む者の資格として、胆振管内に住所を有する者、共同漁業権漁場での操業にあたっては行使承認を受けている者、港湾区域での操業にあたっては管理者から同意を得ていることが条件となります。

許可等の申請期間は2月1日から翌年の1月31日までとなっています。

その他備考欄には、許可の有効期間を1年、認可の有効期間を6ヶ月、申請書提出先となる振興局名称、その他許可に付す予定の条件について記載しています。

資料の105ページから112ページには、貝桁漁業の制限措置等の取扱いを添付しておりますので、後ほどお目通しください。

113ページがなまこ桁網漁業に係る告示案でございますが、A3版の3ページをご覧ください。なお、本漁業についても、1年許可のため1年ごとに制限措置を定め公示しており、前回は、さきほどの貝桁網漁業と同日の令和3年12月7日付けで諮問しております。

漁業種類は小型機船船曳網漁業手繰第3種漁業なまこ桁網漁業となっており、操業区域は各漁協の共同漁業権漁場区域となっています

漁業時期は、8月21日から翌年6月20日までとなっており、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は各共同漁業権行使規則に記載される隻数と同様としています。

船舶のトン数は、10トン未満としています。漁業を営む者の資格として、胆振総合振興局管内に住所を有する者で、かつ共同漁業権行使承認をもっているものとなります。

申請期間は、令和4年2月1日から翌年1月31日までとなっており、その他備考欄では、許可の有効期間を1年、認可の有効期間を6ヶ月、申請書提出先となる振興局名称、その他許可に付す予定の条件について記載しています。

資料の115ページから122ページには、なまこ桁網漁業の制限措置等の取扱いを添付しておりますので、後ほどお目通しください。

一枚めぐりまして、123ページが潜水器漁業に係る告示案でございますが、A3版の4ページをご覧ください。なお、本漁業についても、1年許可のため1年ごとに制限措置を定め公示しており、前回は、さきほどの貝桁網漁業と同日の令和3年12月7日付けで諮問しております。

漁業種類は、潜水器漁業えむし及びなまこ、うに及びなまこ、あわび、うに、えむし及びなまこ等と漁獲の対象となる魚種毎に分類されており全部で9区分となります。

次に操業区域ですが、各漁協の共同漁業権区域毎及び港湾区域毎に設定しており、全部で11区分となっています。

漁業時期ですが、対象魚種毎に操業期間を設定しています。許可又は起用の認可をすべき船舶等の数は、各漁協の共同漁業権行使規則に記載される隻数と同様か、港湾区域内においては関係する漁協に照会の上、過不足の生じない件数としています。

船舶の総トン数については規定しておらず、漁業を営む者の資格として、胆振管内に住所を有する者、共同漁業権漁場での操業にあたっては行使承認を受けている者、港湾

区域での操業にあたっては管理者から同意を得ていることが条件となっています。

許可等の申請期間は2月1日から翌年の1月31日までとなっています。

備考欄には、許可の有効期間を1年、認可の有効期間を6ヶ月とすること、申請書提出先となる振興局名称、その他許可に付す予定の条件について記載しています。

以降の資料は、漁業の制限措置等の取扱いを添付しておりますので、後ほどお目通しください。

最後になりますが、かれい刺し網漁業、苫小牧港湾区域内海域の告示案についてご説明します。

141 ページが告示案でございますが、A3版の7ページをご覧ください。

なお、本漁業についても、1年許可のため1年ごとに制限措置を定め公示しております。

漁業種類はかれい固定式刺し網漁業苫小牧港港湾海域となっており、操業区域は苫小牧港港湾区域内の海域であり、漁業時期は4月1日から翌年3月31日まで。許可等をすべき船舶等の数は48隻として設定していますが、関係漁協から聞き取りし過不足が生じない隻数としています。

船舶の総トン数は10トン未満、漁業を営む者の資格として、胆振総合振興局管内に住所を有し、かつ苫小牧港港湾組合から同意を得た者となります。

許可等の申請期間は、来年2月1日から3月1日までの1ヶ月間となっており、備考欄には、許可の有効期間が令和5年に限る事や、認可の有効期間を6ヶ月とすること、申請書提出先となる振興局名称、その他許可に付す予定の条件について記載しています。

以降の資料は、かれい刺し網漁業の制限措置等の取扱いを添付しておりますので、後ほどお目通しください。

議案第3号に係る説明は以上ですので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

**岩田会長**

説明が終わりました。

ご意見などありましたらお伺いします。

**委員**

[なし、ありませんの声]

**岩田会長**

それでは、議案第3号について、原案どおりで知事に答申してよろしいですか。

**委員**

[異議なし、はい の声]

岩田会長

それでは、そのように決定します。

審議事項が全て終わりましたが、「その他」として、事務局から説明があるようですのでお願いします。

菅原事務局長

参考配布資料となります。概要をご説明いたします。

参考配布資料1につきましては、本年令和4年の胆振管内の秋サケの漁獲速報となっております。11月30日現在がまとまりましたので、皆様に配布いたします。先ほど会長の挨拶にありましたが、前年対比は辛うじて208%ということで上回ったものの、過去5カ年の同時期に比べますと、全然まだまだな結果となっています。今後、報道等にも出る事もあるかと思しますので皆さんご承知ください。

続きまして、参考配布資料2ですが、先日の北海道連合海区委員会の資料を参考までに配布いたします。まず、委員会指示となる北海道沖合海域におけるかじき等流し網漁業の内容となります。続いて当委員会への諮問にも関連して北海道資源管理方針の一部改正の協議、資料はほぼ同じなので添付は省略しています。続いて、少し遅いですが11月10日現在の全道の秋さけの沿岸漁獲速報ですので参考として下さい。続いて、北海道のさけます内水面水産試験場の方から、今年の前中期の秋さけの来遊状況についての資料が出てますので、ご参考までに読んでいただければと思います。資料は全道的なものではありますが、今年は魚体が小さかったらしく、続くものなのか一過性のものなのかは今後を見ていく事になります。最後に、全国の秋さけの状況について、国の研究機関である水産資源研究所から資料が示されていますので、ご参考にして下さい。以上が今回の参考配付資料となります。

岩田会長

他になければ私の方からも。

大臣許可漁業の巻き網漁業の全体の漁獲量は魚種によって決まっているのだと思うのだけど、あるエリアで操業できる隻数は許可内であれば特に制限が無いと思うのですが、そこで道東沖で21船団位ですか、それが一斉に操業した場合、秋さけの来遊経路に影響がでるのではないかと考えてしまいます。

それで来遊経路が変わったりした場合、沿岸へ来遊する秋さけが戻ってこられるのか。巻き網船団が増えてきて、秋サケの来遊がだんだん減ってきて、今年は全道的には来遊がよくても、大平洋側が悪いままです。

原因の一つに、大きな漁具を使う巻き網漁業の操業の数があるのではと思い、研究機関にも影響の有無を調べてほしいと、もし影響があるなら同時に操業できる隻数も考えないと、全く締め出すという事ではないのですが。

こう言う意見があるという事を連合海区でも言ってきたところですよ。道もしっかり認

識して対応して下さい。

また、秋さけ資源について言えば、春頃に我々の管内でもどうやったら資源を増していけるのか研究者など呼んで管内の定置関係漁業者で協議できるような。私の地区では後期資源が課題となりますが、10年と言わず資源を回復していきたいと、そのあたり考えていけるような取組みの考えがあるので、皆様も協力をお願いします。

他に皆さんの方から何かございませんか。

無ければ以上で、本日の委員会をこれで終了いたします。

長時間に及ぶ審議、誠にありがとうございます。

以上、相違ないことを証明する

令和4年(2022年) 12 月 9 日

胆振海区漁業調整委員会

会 長 岩田 廣美

議事録署名委員 高 田 慶 季

議事録署名委員 田 中 一 人